主本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条 一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不 備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであ って、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

二 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項の事件に当たらない。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。 平成一二年九月八日

最高裁判所第二小法廷 裁判長裁判官 福田博

河合伸-裁判官

裁判官 北川弘浩

亀山継夫 裁判官

裁判官 梶谷玄